



平成 29 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社加地テック  
代表者名 代表取締役社長 中澤 敬  
(コード：6391、東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 上田 成樹  
(TEL. 072-361-0881)

**臨時株主総会の招集、臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案決定  
並びに社外監査役及び補欠監査役の辞任に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の招集、臨時株主総会招集のための基準日設定及び同臨時株主総会の付議議案について、以下のとおり決議いたしました。また、同臨時株主総会の開催を条件に、その終結の時をもって、社外監査役の阿部昌彦氏及び宇治田政利氏並びに補欠監査役の三宅一徳氏が辞任することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の招集について

当社は、下記 3 記載の付議議案を株主の皆様にお諮りするため、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の招集について、次のとおり決定いたしました。

- (1) 開催日時 平成 29 年 3 月 16 日 (木曜日) 午前 10 時
- (2) 開催場所 大阪府堺市美原区菩提 6 番地  
当社本社

なお、当社は、本日付「三井造船株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において発表いたしました平成 29 年 1 月 27 日 (金曜日) から平成 29 年 3 月 9 日 (木曜日) までを公開買付け期間とする三井造船株式会社 (以下、「三井造船」といいます。) による当社株式に対する公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) の成立を条件として、本臨時株主総会を開催することを予定しております。

また、本臨時株主総会開催の有無につきましては、平成 29 年 3 月 10 日に公表を予定しております「三井造船株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」(本公開買付けが不成立の場合は「三井造船株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」となります。) にて、ご確認ください。

2. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 29 年 3 月 16 日（木曜日）開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 2 月 11 日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 2 月 11 日（土曜日）
- (2) 公告日 平成 29 年 1 月 27 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.kajitech.com/ir/ir-notice.html>

3. 臨時株主総会の付議議案について

当社は、本日付「三井造船株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において発表いたしましたとおり、本公開買付けが成立した場合、三井造船が当社の親会社に該当することになります。

当社の社外監査役である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏は、三井造船の従業員でもあるため、本公開買付けが成立した場合、同氏らは社外監査役としての要件を満たさなくなり、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなります。また、当社の補欠監査役である三宅一徳氏も三井造船の従業員であるため、本公開買付けが成立した場合、同氏は社外監査役の補欠とはならないこととなります。

よって、上記事態を回避するため、本公開買付けが成立した場合は、上記 3 名が辞任することを前提とし、本日開催の当社取締役会にて、下記 2 名の監査役及び 1 名の補欠監査役の選任を付議議案とすることを決議しております。

なお、本件については監査役会の同意を得ております。

第 1 号議案 監査役 2 名選任の件

監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	飯塚 芳正 (昭和 27 年 1 月 13 日生)	昭和 50 年 4 月 三井造船株式会社入社 平成 13 年 6 月 同社財務部長 平成 22 年 6 月 同社退職 平成 22 年 6 月 三井造船システム技研株式会社 取締役経理部長 平成 25 年 6 月 同社常務取締役社長補佐、コー ポレート部門統括兼監査室長 平成 28 年 6 月 同社取締役退任、顧問 現在に至る	0 株
〈社外監査役候補者とする理由〉 三井造船株式会社の財務・経理部門および三井造船システム技研株式会社の管理部門全般・経			

	<p>営において豊富な知識、幅広い経験を有しており、経営全般に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記理由により社外監査役就任時には、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は、三井造船システム技研株式会社の顧問としての職を平成29年3月15日付にて辞する予定です。</p>		
2	<p>多田敏夫 (昭和25年3月2日生)</p>	<p>昭和43年4月 三井造船株式会社入社 平成8年5月 同社総務部主管 平成9年1月 同社総務部勤労グループ長 平成11年5月 同社営業総括本部関西支社総務課長 平成25年3月 同社退職 現在に至る</p>	0株
<p>(社外監査役候補者とする理由) 三井造船株式会社の総務・勤労・営業部門において豊富な知識、幅広い経験を有しており、経営全般に対して適切な、また、経理部門とは違う視点での指導及び監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記理由により社外監査役就任時には、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 候補者 飯塚芳正、多田敏夫の各氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 候補者 飯塚芳正氏は、過去5年間に於いて当社の特定関係事業者である三井造船システム技研株式会社の役員であったことがあります。  
4. 候補者 多田敏夫氏は、過去5年間に於いて当社の特定関係事業者である三井造船株式会社の業務執行者であったことがあります。  
5. 当社は、社外監査役候補者 飯塚芳正、多田敏夫の各氏の選任が承認された場合、飯塚芳正、多田敏夫の各氏との間に会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

#### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>岩水勝彦 (昭和19年9月2日生)</p>	<p>昭和38年4月 三井造船株式会社入社 平成6年6月 同社監査部主管 平成13年8月 同社子会社エム・イー・エス・エース株式会社へ出向、取締役 平成22年9月 同社退職 現在に至る</p>	0株
<p>(補欠の社外監査役候補者とする理由) 三井造船株式会社の経理・総務・監査部門および同社子会社の管理全般において豊富な知識、幅広い経験を有しており、経営全般に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記理由により社外監査役に就任された場合には、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者 岩水勝彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者 岩水勝彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、補欠監査役候補者 岩水勝彦氏が監査役に就任された場合、岩水勝彦氏との間に会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任の限度額を、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

4. 社外監査役及び補欠監査役の辞任（予定）について

(1) 辞任監査役

社外監査役 阿部 昌彦氏  
社外監査役 宇治田 政利氏  
補欠監査役 三宅 一徳氏

(2) 辞任理由

本公開買付けが成立した場合、上記 2 名の社外監査役は社外監査役としての要件を満たさなくなり、また、上記 1 名の補欠監査役も社外監査役の補欠とはなりえないことによるものです。

(3) 辞任日

本臨時株主総会終結の時

以上